旭ろうさい病院ニュース

病院情報誌　　第 192 号　　令和 7 年 6 月 1 日発刊

発行所：旭ろうさい病院
〒488-8585
尾張旭市平子町北 61 番地
ＴＥＬ　0561-54-3131
ＦＡＸ　0561-52-2426

手指衛生は感染対策の基本

感染対策室　　三宅　真由美

日頃より、旭ろうさい病院感染対策にご理解とご協力いただき御礼申し上げます。

当院感染対策チーム（ICT）は医師 4 名、抗菌薬適正使用支援チーム（AST）医師 1 名、感染対策室在籍の感染管理認定看護師 2 名・薬剤師 2 名・検査技師 2 名・事務 1 名の計１２人体制で運営しています。

当院の感染対策は

1. 病院に関わる全ての人々を対象として感染予防に努める。
2. 感染対策委員会を設置し感染対策チーム（ICT）が中心となって感染防止対策を行う。
3. 感染防止対策の意識・知識・技術向上を図るために全職員を対象とした研修会を行う。
4. 院内における耐性菌等を含めた感染症発生サーベイランスを実施し発生時には感染対策を強化。また、必要に応じ地域の医療機関や保健所と速やかに連携し対応。
5. 病院職員への周知のため、感染対策マニュアルを作成し、適宜改訂を行う。

を目的としています。

手指衛生は感染対策の基本

院内で様々な感染対策を実施していますが、年間を通して強化している対策が手指衛生です。**「手指衛生は感染対策の基本です」**医療者・患者さんを守るために手指衛生を徹底することを目標とし対策を実施しています。

----- 実施している対策 -----

1. いつでも必要な時に手指衛生が実施できるよう、手指消毒剤の個人携帯を実施しています
2. 各部署で職種別に必要な手指消毒剤の目標値を設定し、手指衛生の遵守状況を感染対策委員が観察を行う
3. 手指消毒剤使用量や遵守状況など感染対策委員会で情報を共有し、各部署の委員がスタッフにフィードバックし、正しいタイミングで実施出来るように対策を検討

5 月 5 日は WHO（世界保健機構）手指衛生の日

2025 年度のテーマ：

手袋は 必要な時もある

でも いつも必要なのは 手指衛生

当院では 5 月 5 日から 2 週間を手指衛生強調月間とし、各部署にポスター掲示をし、朝のミーティング時に手指衛生に関する声かけ、手指衛生の直接観察を行う、毎月の個人携帯手指消毒剤使用量の調査、毎月のフィードバックなどを実施しています。

WHO が推奨する手指消毒手順

Medical　SARAYA より抜粋

新たな手順が加わりました

患者さんのケアを行う際は指先を使います。指先は特に汚染されています。6の手順を追加する事でしっかり指先の消毒を実施する事ができます。効果的に手指消毒をおこなうために、手順を規定することが望まれます。すべての手洗い場に手順を発布しています。

1 回に必要な手指消毒剤の必要な量と時間

手指消毒剤の種類によって 1 回の吹き出し量は異なります。 1 回に必要な量として 1 5 秒以上乾燥しない量が必要とされています。

例：スプレー式　：約 3ml

　　ジェルタイプ：約 1ml ～ 2ml です。

また、手指消毒剤を手に万遍なく擦り込むことが効果的です。現在、使用している消毒剤で適正な使用量の確認が必要です。

WHO が推奨する手指衛生５つのタイミング

私たち医療者の手は汚染されています。手指を介して伝播する微生物から患者さんを守るため、「患者に触れる前」の手指消毒が必要です。なかなか実施出来ていないタイミングです。

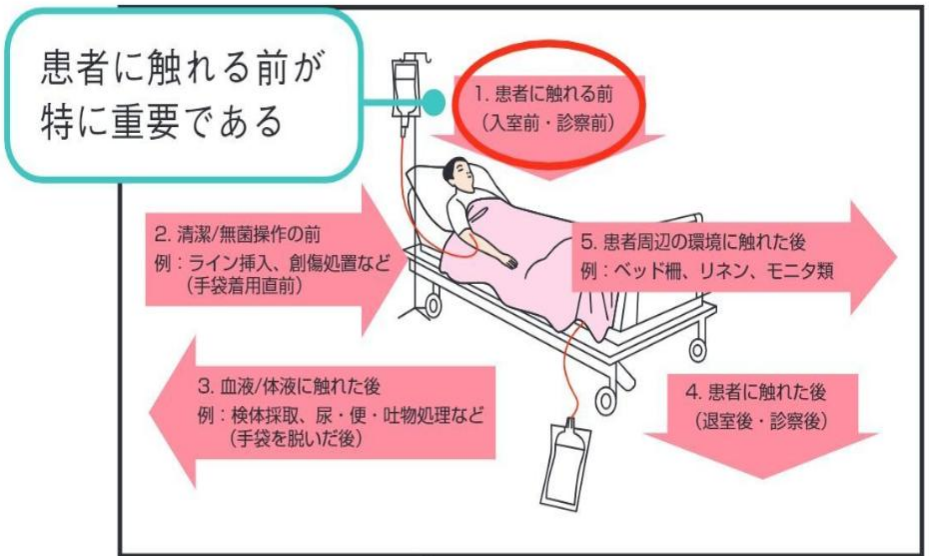

手指衛生はそれぞれのタイミングによって患者さん・医療者を守ります

１．患者に触れる前：手指を介して伝播する微生物から患者を守ります
２．清潔無菌操作の前：患者の体の中に微生物が侵入することを防ぐため
３．４．５：患者の微生物から自分自身と医療環境を守るため

地域医療の感染対策の向上

令和 4 年度の診療報酬改訂において、外来感染対策向上加算が新設され、令和 6 年度改定時も継続されています。パンデミックの経験をふまえ、新興感染症等に対応出来る医療提供体制の構築に向けた取り組みが必要とされ、診療所（クリニック）は一次医療機関としての重要性が再確認されています。基幹病院や地域の医師会と連携して感染防止対策に力を入れる診療所が新加算により評価される仕組みになっています。多くのクリニックが「外来感染対策向上加算」の取得に向けた取組みを行うことで、地域医療の感染対策の向上が期待されています。当院は感染対策向上加算 1 取得病院として地域の医療機関と連携し、組織的な感染防止対策の基幹的な役割を果して参ります。

外来感染対策向上加算を取得する施設基準として「少なくとも年 2 回程度、院内感染対策に関するカンファレンスに参加していること。新興感染症の発生等を想定した訓練について少

なくとも年１回参加していること」とあります。今年度も旭臨床懇談会のなかで３回/年　感染対策合同カンファレンスを実施します（５月実施済み、１０月・２月に実施予定)。同日に新興感染症訓練を想定した訓練も実施します。

今後、加算取得を検討されているクリニックは当院、地域医療連携室までご連絡いただきますようお願いいたします。

令和４年度診療報酬改定　Ⅰ－２　医療計画の見直しも念頭に新興感染症等に対応できる医療提供体制の構築に向けた取組－①

外来感染対策向上加算の新設及び感染防止対策加算の見直し①

- 診療所について、平時からの感染防止対策の実施や、地域の医療機関等が連携して実施する感染症対策への参画を更に推進する観点から、外来診療時の感染防止対策に係る評価を新設する。

（新）　外来感染対策向上加算　　６点　（患者１人につき月１回）

[算定要件]
組織的な感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において診療を行った場合は、外来感染対策向上加算として、患者１人につき月１回に限り所定点数に加算する。

[主な施設基準]
（１）専任の**院内感染管理者**が配置されていること。
（２）**少なくとも年２回程度**、感染対策向上加算１に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に主催する**院内感染対策に関するカンファレンスに参加していること**。また、感染対策向上加算１に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が主催する**新興感染症の発生等を想定した訓練について、少なくとも年１回参加していること**。
（３）新興感染症の発生時等に、**都道府県等の要請を受けて発熱患者の外来診療等を実施する体制を有し**、そのことについて自治体のホームページにより公開していること。

- 外来感染対策向上加算に係る届出を行っている保険医療機関が、感染対策向上加算１に係る届出を行っている他の保険医療機関に対し、定期的に院内の感染症発生状況等について報告を行っている場合及び地域のサーベイランスに参加している場合の評価をそれぞれ新設する。

（新）　連携強化加算　　３点　（患者１人につき月１回）

[施設基準]
（１）感染対策向上加算１に係る届出を行った医療機関に対し、**過去１年間に４回以上**、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について**報告を行っていること**。

（新）　サーベイランス強化加算　１点　（患者１人につき月１回）

[施設基準]
（１）院内感染対策サーベイランス（JANIS）、感染対策連携共通プラットフォーム（J-SIPHE）等、**地域や全国のサーベイランスに参加**していること。

感染対策･抗菌薬･検査･感染対策加算等についてご不明な点やご相談がありましたら、感染対策室または地域医療連携室(代表:0561-54-3131)までご連絡ください。

地域医療連携室よりお知らせ

膠原病内科　診察枠拡大のお知らせ

このたび当院では、より多くの患者さんに専門的な診療を提供できるよう、膠原病内科の診察枠を拡大することとなりました。令和 7 年 5 月より、新たに月曜日午後にも診療を開始致します。

ご紹介いただける患者さんがいらっしゃいましたら、まずは当院地域医療連携室までご一報いただけますと幸いです。

今後とも引き続き地域の先生方との連携を大切にしながら、迅速かつ丁寧に対応に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

終夜睡眠ポリグラフ検査(PSG)検査費用変更のお知らせ

このたび、当院にて実施しております終夜睡眠ポリグラフ検査(PSG)につきまして、検査費用が見直され、患者さんの自己負担額が従来よりも軽減されましたのでお知らせ申し上げます。

■入院費用自己負担額(１泊２日)		
３割負担	・・・	約 33,000 円
２割負担	・・・	約 22,000 円
１割負担	・・・	約 11,000 円

耳鼻咽喉科・常勤医不在のお知らせ

当院耳鼻咽喉科におきまして、令和 7 年 4 月 1 日より常勤医不在の状態となっております。

これに伴い、診察のご依頼につきましては一部ご希望に添えない場合がございますことを、予めご了承いただけますと幸いです。

先生方にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

●地域医療連携室　連絡先●

フリーダイヤル
直通電話　0120-53-6196
Ｆ　Ａ　Ｘ　0120-53-8459
（平日 8：15～19：00 土曜日 9：00～12：00）